

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案要綱

第一 熱供給施設に準ずる施設は、水等を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備とすること。

(第一条関係)

第二 都市公園の占用の許可の特例に係る非化石エネルギー利用施設等は、環境への負荷の低減に資する発電施設等とすること。

(第二条関係)

第三 建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村が集約都市開発事業計画の認定をしようとするときに、都道府県知事の同意を要する集約都市開発事業により整備される建築物について、建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物等とすること。

(第三条関係)

第四 集約都市開発事業の施行に要する費用に係る補助について、国が補助する額は、地方公共団体が補助する額の二分の一を乗じて得た額とすること等とすること。

(第四条関係)

第五 集約都市開発事業の区域内の居住者の共同の福祉等のための特定建築物に供される保留地を処分したときは、従前の宅地の所有者等に対して、事業の施行前の所有者等の価額に応じて保留地の対価に相当する金額を交付することとする事。

(第五条関係)

第六 軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請手続を定める事。

(第六条から第八条まで関係)

第七 公共下水道の排水施設から下水を取水するために設ける接続設備は排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること等の公共下水道管理者の許可に係る基準を定める事。

(第九条関係)

第八 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができぬ物は、凝集剤又は洗浄剤であつて公共下水道管理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められたものとする事。

(第十条関係)

第九 設置又は改修が低炭素建築物新築等計画の認定の対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とすること。

(第十一条関係)

第十 建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内で都道府県知事を所管行政庁とする建築物は、第三条に規定する建築物とすること。

(第十二条関係)

第十一 建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超えるときは、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一)とすること。

(第十三条関係)

第十二 附則

一 この政令は、法の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明すべき重要な事項として、樹木等管理協定に関する事項を定めるものとする。

(附則第二条関係)

三 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令に、都市の低炭素化の促進に関する法律を加えるものとする。

(附則第三条関係)

四 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うこと。

(附則第四条関係)